

都留市自治基本条例

～みんなで考え、みんなで見守る、みんなのルールができました！～

いよいよ、平成21年4月より施行されます

平成18年、まちづくりの最高規範となる自治基本条例の制定に向け、市民30名からなる「私たちのまちの自治基本条例をつくる会」が発足し、全体会や分科会、市民との意見交換会を重ね、平成20年3月に市民案が完成しました。その後、検討審議会による審議を経て、同年12月の議会で可決され、平成21年4月1日から施行されることになりましたので、都留市自治基本条例前文の紹介をします。

～ 前 文 ～

私たちのまち都留市は、麗峰富士に育まれた清らかな水と豊かな自然に恵まれた美しいまちです。

また、古くは城下町として栄え、郡内地方の政治、文化、経済の中心的な役割を担ってきました。

このような、恵まれた環境と多彩な歴史や文化によって、都留市の教育風土が着実に生まれ、都留文科大学を中心とした「学園のまち」として発展してきました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、めまぐるしく変化し続けています。私たち市民は、こうした変化に的確に対応し、一人ひとりが持てる力を発揮し、互いを認め合い、支え合い、日々の暮らしが喜びと希望にあふれ、心の豊かさが実感できるまち都留市を目指します。

そのためには、市民、議会及び市が手と手を取り合い、共に考え、共に行動し、共に創るまちづくりを進めていく必要があります。

私たちは、市民自らが考え、行動し、決定することを基本とし、都留市民憲章の精神のもと、すべての市民が一体感を持ち、子どもから高齢者までの誰もがまちづくりの担い手となって、協働のまちづくりを推進し、市民自治を実現するため、まちづくりの最高規範として、都留市自治基本条例を制定します。

心の豊かさが実感できるまち「都留」をめざして！

都留市自治基本条例制定記念シンポジウム開催

この「都留市自治基本条例」は、様々な主体との協働や、本市の特徴でもある地域協働のまちづくりについてうたなど、市民が主体的に自治に取り組むためのルールを盛り込んでいます。また、市民・議会・大学・市の協働についても盛り込んでおり、「協働」が1つのキーワードとなっています。

この「都留市自治基本条例」の制定を記念して、シンポジウムを開催します。「都留市自治基本条例」と「協働」がどのように都留市のまちづくりに関わっていくのか、先進自治体である三鷹市の河村副市長をパネラーとしてお迎えし、一緒に考えていきたいと思えます。皆さまのご参加をお待ちしています。

私たちの生活にも関わってきそう。行ってみようかな。



そうだね。これから何が変わるのか、楽しみだね。



日 時 2月25日(水)午後2時～3時30分

会 場 市文化会館4階大ホール

内 容 パネルディスカッション

『自治基本条例から見えるまちづくり』

コーディネーター 中村陽一(立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授)

パネラー 河村 孝(三鷹市副市長)

渡辺 譲(私たちのまちの自治基本条例をつくる会会長)

小林義光(都留市長)

問合先 政策形成課 政策担当